

「ツーリズム EXPO ジャパン 2020TEJ 東京商談会」出展に係る観光 PR ブース設営等 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 案件名

「ツーリズム EXPO ジャパン 2020TEJ 東京商談会」出展に係る観光 PR ブース設営等業務

(2) 事業目的

「ツーリズム EXPO ジャパン 2020TEJ 東京商談会」（主催：(公社)日本観光振興協会、(一社)日本旅行業協会及び日本政府観光局)において商談会の実施並びに観光 PR ブースを出展し、茨城県、栃木県及び群馬県の観光素材等の魅力を発信することにより、北関東三県への観光誘客を図る。

(3) 業務内容

別添『「ツーリズム EXPO ジャパン 2020TEJ 東京商談会」出展に係る観光 PR ブース設営等業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託契約期間（予定）

契約締結の日から令和 2 年 10 月 30 日（金）まで

(5) 委託契約金額の上限

6,828,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加資格に関する要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条 4 第 2 項の規定に基づく茨城県、栃木県及び群馬県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格、栃木県競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づく参加資格、群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 18 条）第 170 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 2 年度物品購入契約資格者名簿のいずれかに登載されている者であること。

ただし、茨城県、栃木県及び群馬県のそれぞれにおける指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）、栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）及び群馬県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 28 日群馬県条例第 51 条）の関連規定に該当しない者であること。

- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザル実施の手続

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和2年5月20日（水）
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和2年5月22日（金）
ウ 質問に対する回答	令和2年5月26日（火）
エ 参加表明書の提出期限	令和2年5月27日（水）
オ 企画提案書の受付期限	令和2年6月3日（水）17時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和2年6月10日（水）

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式1）を栃木県観光交流課宛てに電子メール又はFAXにより提出してください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」、栃木県ホームページ及びググっとぐんま公式サイト「ググっとぐんま」上で公開します。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式2-1）、参加資格確認書（別紙様式2-2）を作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和2年6月3日（水）17時までに、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、作成してください。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書：9部（正本3部、副本6部）

- a 観光PRブースの企画デザイン、装飾内容、備品等の配置計画、運営方法等の提案
- b 具体的かつ詳細な実施計画、実施体制、人員体制及びスケジュール
- c その他関連する提案
- d 本業務と類似した業務実績等

※審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないでください。

(イ) 会社概要又は会社概要パンフレット：3部

(ウ) 見積書：3部

企画案実施のために必要な経費（消費税含む。）については、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

※経費見積りにより算定した金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること（円未満切り捨て）。

(エ) 事業委託に係る過去の実績：3部

イ 提出期限

令和2年6月3日（水）17時必着

ウ 提出先

北関東三県広域観光推進協議会事務局

（栃木県 産業労働観光部 観光交流課 観光プロモーション班 大野）

住 所：〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1-1-20

電 話：028-623-3305

F A X：028-623-3306

E-Mail：kanko@pref.tochigi.lg.jp

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

イ 提出期限後において、提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。

ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

エ 企画提案書は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県情報公開条例第5号）、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）及び群馬県個人情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）に基づく情報公開請求の対象となります。

4 委託候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行います。

(1) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、北関東三県広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して委託契約候補者を選定します。

ただし、審査結果いかんによっては、いずれの参加者も契約候補者を選定しないことがあります。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

なお、審査委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 評価項目

別表のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を茨城県公式観光情報ホームページ「観光いばらき」、栃木県ホームページ及びググっとぐんま公式サイト「ググっとぐんま」に掲載します。

なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けません。

5 契約に関する事項

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではあ

りません。選定後には、候補者と企画提案書の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的条件等の協議や調整を行い、随意契約の手続に進むこととします。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができます。

(2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号）及び群馬県個人情報保護条例（平成 12 年群馬県条例第 85 条）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とします。

7 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとします。

この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとします。

(2) その他の事由による場合

天災その他協議会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとします。

8 支払条件

(1) 業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の精算払とします。

(2) 本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができます。

9 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となる場合があります。

(1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合

(2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合含む。）

10 その他

(1) 事業の成果は協議会、茨城県、栃木県及び群馬県に帰属します。

(2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とします。

- (3) 提出された書類は返還しません。
- (4) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案者は失格となります。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (6) 提出書類及び選考の経過は非公開とします。
- (7) 本プロポーザルへの参加により、協議会、茨城県、栃木県及び群馬県から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。

附則

この要領は、令和2年5月20日から施行し、受託候補者が決定した翌日にその効力を失う。